糸島市告示第　２２５　号

公　示　送　達　書

下記の者は、送付先が国外につき、下記書類を送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定に基づき、次のように公示送達をします。受領に来庁されれば、いつでも交付します。

令和８年１１月２７日

糸島市長　　月　形　祐　二

１　送達を受けるべき者
　　氏名　平塚　裕貴
　　住所　カナダ

２　書類名　　差押調書（謄本）

３　保管場所　　糸島市役所市民部収税課

（注意）
地方税法第２０条の２第３項の規定により、同条第２項の規定による措置を開始した日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。